

下記添付資料を確認し順番に並べての提出をお願いします。

申請地 住所：恩納村字

6 許可申請に必要な書類(知事許可の場合)

1) 許可申請書 ※必要書類数：申請人の数＋（2部：県及び農業委員会控え分）	確認
①農地法第4条の規定による許可申請書（様式第5号の1）（法第4条第2項）	<input type="checkbox"/>
②農地法第5条の規定による許可申請書（様式第5号の2）（法第5条第3項）	<input type="checkbox"/>
2) 必要な添付書類※必要書類数：各2部（1部原本と写し）	
①法人にあっては、法人の登記事項証明書（現在事項又は履歴事項全部証明書）又は定款又は寄付行為（則第30条第1号、則第57条の4第2項第1号） ※定款又は寄付行為の写しを提出する場合は「原本と相違ないことを証明する」と記入し、法人の実印（丸印）を捺印すること	<input type="checkbox"/>
②土地の位置を示す図面及び土地の登記事項証明書（則第30条第2号、則第57条の4第2項第1号）	
ア 申請に係る土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	<input type="checkbox"/>
イ 申請に係る土地の地番を表示する図面（公図の写し）	<input type="checkbox"/>
ウ 申請地の位置及び付近の状況を表示する図面（1/10,000～1/50,000程度：住宅地図、GoogleMap等の写しなど）	<input type="checkbox"/>
エ 申請に係る土地が一筆内の一部であるときは、申請地の位置を朱線により特定した図面（公図、配置図等）及び面積を特定した図面（測量図、求積図等） ただし、所有権の移転、権利の設定で分筆・地目変更等の登記手続きが生じる場合には地積測量図	<input type="checkbox"/>
オ 申請に係る土地が一筆内の一部である場合は、内面積申請確認書（様式第5号の3）※地積測量図により、申請に係る内面積の範囲及び面積が厳密に確認できる場合は省略可。 （注）所有権の移転、権利の設定で分筆・地目変更等の登記手続きが必要な場合には、申請前の分筆登記を指導するものとする。 ただし、やむを得ない事情により分筆登記が申請後となる場合には地積測量図を添付すること。 なお、指導によらず、求積図に基づいた内面積で申請を行い、その後地積測量を行った結果、許可指令書の転用面積及び分筆登記の面積が同一でない場合、許可指令書の同一証明願出が行われたとしても、再度の許可申請又は事業計画変更承認が必要となる。（ここでいう同一とは、場所及び面積が同じことをいう。なお、面積が同じとは、許可指令書の筆ごとの面積の整数部分と一致することをいう。）	<input type="checkbox"/>
③申請に係る土地に設置しようとする建物その他の施設及びこれらの施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面（則第30条第3号、則第57条の4第2項第1号）	
カ 建物の建築面積（床面積のみの表記は不可）及び施設敷地（住宅、資材置場、駐車場等）の面積、位置及び施設物間の距離を表示する図面（1/500～1/2,000程度。設計図による代替も可）及び配置図	<input type="checkbox"/>
キ 排水等の生ずる施設にあっては、用排水施設を明らかにした図（用排水図）	<input type="checkbox"/>
ク 建物その他の施設を利用するために必要な道路（接道していない場合にはその進入路）やその他の施設（水路を跨ぐために橋を架ける場合など）を明らかにした図	<input type="checkbox"/>
④転用の目的に係る事業の資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面（則第30条第4号、則第57条の4第2項第1号）	
ケ 転用目的に係る事業の資金計画書（様式第5号の4）	<input type="checkbox"/>
コ 申請者の自己資金による場合：※印は、写し可 ・申請者の預金残高証明書又は※預金通帳 ・手付金等の払込済み資金を充てる際には、※振込明細書又は※領収書（既に収益を上げている農地を転用することに伴い、当該農地の売買等で領収書を発行した場合は、法人及び個人を問わず、印紙貼付及び割印が必要）	<input type="checkbox"/>

下記添付資料を確認し順番に並べての提出をお願いします。

<p>サ 借入金、補助金等による場合：※印は、写し可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者等親族：資金拠出の確認書(申請人及び資金拠出者の連署とし、作成日付、申請地番、目的、拠出金額等を記載する)及び預金残高証明書又は※預金通帳 ・銀行等金融機関：融資証明書(融資決定通知書、融資内諾通知書など) ・その他個人や法人：融資証明書及び預金残高証明書又は※預金通帳 ・補助金等公的資金：※補助金等の内示通知、交付決定通知など ・用地買収の保証金：買収証明書又は買収予定証明書(金額入り)など、その他必要に応じて資料を求める場合がある。 	□
<p>3) 個々に応じて必要な書類 (その他参考となる書類：則第30条第7号)</p> <p>※下記①～⑥に根拠条文の記載がない書面については、「その他参考となるべき書面」に含まれる。</p>	
<p>①土地登記事項証明書の所有名義人と、申請人(譲渡人)が異なる場合、申請人が真正な権利者であることを確認できる書類。(法第4条第6項第3号、法第5条第2項第3号)</p>	□
<p>ア 相続が未登記の場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> i 相続系譜図又は法定相続情報一覧図 ii 戸籍謄本 iii 遺産分割協議書又は相続放棄書 	□
<p>イ 相続による共有関係を維持したまま相続人の1人が転用申請をする場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> i 相続系譜図又は法定相続情報一覧図 ii 戸籍謄本 iii 転用申請について、他の相続人(共有者)の全員が同意する旨の文書 	□
<p>ウ 所有権以外の権原に基づいて申請をする場合には、所有者の同意があったことを証する書面。申請に係る農地につき、地上権、永小作権、質権又は賃借権に基づく耕作者がいる場合には、その同意があったことを証する書面</p>	□
<p>②土地所有者の住所が土地登記事項証明書記載の住所と異なる場合</p>	
<p>エ 両者が同一人物であることを確認できる書類(住民票、戸籍の附票等)</p>	□
<p>③申請者が成年被後見人である場合 (法第4条第6項第3号、法第5条第2項第3号)</p>	
<p>オ 成年後見人等の法定代理人であることを示す登記事項証明書</p>	□
<p>④法人が財産を取得し、処分する場合に、法令、定款、寄附行為で特別に定めがある場合には、その手続きを了していることを示す書面 (法第4条第6項第3号、法第5条第2項第3号) (例) 株式会社が会社法の規定に係る重要な財産の取得や処分等を行う場合には、取締役会の議決に係る議事録の写し、など。</p>	□
<p>⑤当該事業に関連して法令に定めるところにより許可、認可、関係機関の議決等を要する場合において、これを了しているときは、その旨を証する書類 (則第47条、則第57条)</p>	
<p>カ 許認可の申請したことを証する書面(受理書、受付印のある副本等)</p>	□
<p>キ すでに許認可を受けているときは許認可証の写し又はこれを証する書面 (例) 都市計画法、沖縄県土保全条例、墓地埋葬等に関する法律、赤土等流出防止条例、自然公園法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、各市町村の開発関係条例、法定外公共物管理条例など</p>	□
<p>ク 関係機関の議決を要する場合には、議決書の写し</p>	□
<p>⑥申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用出来る見込みがあることを証する書面 (則第47条、則第57条)</p>	
<p>ケ 申請地と一体として事業目的に使用する土地の登記事項証明書の写し</p>	□
<p>コ 申請地への進入路の土地所有者が転用事業者ではない場合</p>	□
<p>・土地所有者の同意書(通行等)、通行地役権を登記した土地登記事項証明書等)</p>	
<p>サ 当該申請地以外の土地所有者が転用事業者ではない場合</p>	□
<p>・土地所有者の同意書又は契約書(売買、貸借権、使用貸借権等)など</p>	

下記添付資料を確認し順番に並べての提出をお願いします。

⑦転用目的が資材置場・駐車場・再生可能エネルギー(太陽光等)発電設備・倉庫(農業用・商業用等)・工場・農業用施設等の場合	
シ (〇〇〇)設置事業計画書」(様式第5号の5)及び配置図	<input type="checkbox"/>
ス 既存施設等の利用状況が分かる位置図(住宅地図等)及び写真又は平面現況図	<input type="checkbox"/>
セ 転用事業の実施につき、行政庁の営業免許・認可等を要するものはその写し	<input type="checkbox"/>
⑧転用目的が建売住宅、宅地造成又は宅地分譲の場合	
ソ 宅地建物取引業者の免許証の写し	<input type="checkbox"/>
タ 販売実績の概要(パンフレット、転用事業者ホームページ等の既存資料)	<input type="checkbox"/>
チ 建売住宅の場合:現在の相場上、資金計画書における一棟あたりの建物建築費が妥当であることを示す理由書	<input type="checkbox"/>
※ 複数区画にまたがる建売住宅は、分筆に係る範囲や形状を確定した後、地番ごとに農地転用許可申請を行うことを原則とする。(転用許可後にやむなく未実施となる区画や実施が遅れている区画が生じた場合、変更前後の状況把握及び整理に時間を要し、事業計画変更承認の調整が難航するため。なお、実施が遅れている区画を残したまま、実施が進んでいる区画を先に計画変更承認することは行わないので、許可申請前に転用事業の展開計画を十分に検討すること。)	
⑨申請地が土地区画整理事業施行区の土地の場合	
ツ 仮換地証明、仮換地案内図及び仮換地指定図など	<input type="checkbox"/>
⑩申請地が土地改良区内の場合(則第30条第6号・第57条の4第2項第3号)	
テ 土地改良区の意見書。ただし、意見を求めた日から30日を経過してもなお、その意見を得られない場合には、その事由を記載した書面	<input type="checkbox"/>
ト 土地改良区が解散又は存在しない場合は、それが確認できる書面	<input type="checkbox"/>
⑪申請に係る農地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合(則第30条第5号・第57条の4第2項第2号)	
ナ 申請地を賃借権(法第3条許可・基盤強化法による利用権設定)により耕作している場合はその者の同意があったことを証する書面。(法第3条による賃借権を設定している場合には、法第18条許可証の写し)	<input type="checkbox"/>
⑫当該事業に関連する取水又は排水につき水利権者、漁業権者その他関係権利者の同意を得ている場合には、その旨を証する書面	<input type="checkbox"/>
⑬代替地を検討した書面(第2種農地、第1種農地、甲種農地、農振農用地の場合)	<input type="checkbox"/>
⑭転用目的が農家住宅の場合は、農業従事者証明等(甲種農地の場合)	<input type="checkbox"/>
⑮許可を受けずに転用行為を行った土地について市町村農業委員会等の指導等に基づき申請を行う場合	
ニ これら行為の経緯及び理由を示した始末書等及び現地の写真	<input type="checkbox"/>
⑯その他、参考となるべき書面(則第30条第7号・第57条の4第2項第5号)。 ※一時転用の場合:転用事業に係る工程表及び復元計画書(申請書に一時転用の時期及び農地へ復元する旨も明記すること) ※審査を行うにあたり、特に必要がある場合は住民票等の提出を求めることがある。	<input type="checkbox"/>